

沖縄工組発 第3号  
平成26年4月11日

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会  
会長 仲元典允 殿

沖縄県生コンクリート工業組合  
理事長 津波古勝



公共工事におけるコンクリート強度試験に係る  
当工業組合試験所の活用方について(お願い)

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素から当工業組合の事業にご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、沖縄県土木建築部は昨年9月に「建築工事関係特記仕様書の一部改訂」を行い、コンクリート強度試験に関する記述において「(財)沖縄県建設技術センターが行う試験とする」旨の文言を削除しました。その改訂内容については、平成25年9月10日付、技術管理課長から土木建築部内の関係機関の長に対して通知されました。(資料1)

その様な特記仕様書改訂の動きと並行して当工業組合では、沖縄県土木建築部長に対して民間試験機関にも門戸を開放するよう要請を行い、その結果、平成26年3月31日付で沖縄県土木建築部土木企画統括監から技術管理課課長に対し『土木建築部発注工事におけるコンクリート強度試験に係る民間試験所の取扱いについて』以下の内容が通知されました。(資料2)

工業組合試験所は、JIS制度においても第三者機関として認められ、かつ工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)により認定された試験機関であり、工事受注者が工業組合試験所を選定した場合は、一般財団法人沖縄県建設技術センターと同様に取り扱う趣旨の内容となっております。

つきましては、沖縄県土木建築部内部の一連の文書通知を踏まえて、コンクリート強度試験については、一般財団法人沖縄県建設技術センター同様に、当工業組合の試験所をご活用くださいますよう貴協会会員の皆様に周知方お願い申し上げます。

敬具

記

1. 建築工事関係特記仕様書の一部改訂について(通知)・・・(資料1)
2. 土木建築部発注工事におけるコンクリート強度試験に係る  
民間試験機関の取扱いについて・・・(資料2)

以上



# 資料 1

事務連絡  
平成25年9月10日

部内関係機関の長 殿

技術管理課長  
(公印省略)

## 建築工事関係特記仕様書の一部改訂について (通知)

みだしのことについて、建築工事特記仕様書及び建築改修工事特記仕様書を下記のとおり改訂しますので、通知します。  
なお、本通知は平成25年10月1日以降予算執行伺いを決裁する工事から適用します。

### 記

#### 1 建築工事特記仕様書

##### ・改訂前

##### 6 コンクリート工事

##### 2 コンクリートの強度試験

材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とし、  
財団法人沖縄県建設技術センターが行う試験とする。

##### ・改訂後

##### 6 コンクリート工事

##### 2 コンクリートの強度試験

材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。

#### 2 建築改修工事特記仕様書

##### ・改訂前

##### 8 耐震改修工事

##### 2 材料及び施工等 (4) コンクリート

イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とし、  
財団法人沖縄県建設技術センターが行う試験とする。

##### ・改訂後

##### 8 耐震改修工事

##### 2 材料及び施工等 (4) コンクリート

イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。

## 資料 2

事務連絡  
平成 26 年 3 月 31 日

技術管理課長 殿

土木企画統括監

土木建築部発注工事におけるコンクリート強度試験に係る  
民間試験所の取り扱いについて

表記について、各発注機関においてはコンクリート強度試験の実施について適切に対応していることと思いますが、沖縄県生コンクリート工業組合より当該組合共同試験所の活用について要請を受けております。

当該組合共同試験所は、JIS 認定制度において「公平であり妥当な試験データ及び結果を出す十分な能力をもつ第三者機関」と位置づけられており、さらに工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）に適合している試験所として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）により認定を受けております。

については、受注者が当該組合共同試験所を選定した場合は適切に対応されたい。